

行政事例No.(2)-74

事例項目	公立認定こども園整備事業に関する予算措置誤りについて
事例発生日等	平成29（2017）年1月6日
担当課	総合政策部企画課 総合政策部財政課 こども未来部こども政策課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①公立認定こども園整備事業は、平成28（2016）年度の事業計画策定時から、同年後半での建設工事の入札を経て、平成29（2017）年門真市議会第1回定例会において契約議案の議決後、平成29（2017）年4月に工事着工のうえ、平成30（2018）年2月に竣工し、平成30（2018）年4月の開園の予定で進めていた。こども政策課による予算要求に際しては、営繕住宅課による見積りに基づき、企画課での事業計画査定及び財政課での予算査定を経て、平成28（2016）年度当初予算に建設工事費の4割を前払金として計上し、残りの6割を債務負担行為として予算計上した。</p> <p>しかしながら、門真市公共工事の前払金に関する規則では、第2条の「前払金は請負金額の4割を超えない範囲内において支払うものとする。」の規定と併せて、第3条においては、継続費又は債務負担行為に係る請負契約の前払金の特例として、「当該会計年度の予定出来高に相応する請負金額」と規定されており、今回の事例では、平成28（2016）年度内に出来高予定額が発生しないことから、平成28（2016）年度の当初予算措置に誤りがあったことが、平成29（2017）年1月6日に営繕住宅課から法務監察課に対する入札告示に向けた事前相談により判明した。</p> <p>②平成30（2018）年4月の認定こども園開園に向けては、工事期間約10ヶ月を踏まえると、平成29（2017）年2月27日より開催の平成29（2017）年門真市議会第1回定例会において契約議案の議決が必要であり、そのためには2月初旬が入札告示の期限で、当初予算の措置誤りは判明していたものの、実施設計業者からの発注図書提出の遅れから最終的な設計金額が確定せず、設計金額が確定した平成29（2017）年1月31日の翌日の2月1日には、工期が間に合わないとして、補正予算の専決処分を行わざるを得ないものであった。一方、補正予算の必要性が判明した平成29（2017）年1月6日以降において、同年1月17日の議会運営委員会をはじめ、同年1月23日から1月27日までの間において、平成29（2017）年度門真市議会第1回臨時会が開催されており、予算議案を同臨時会に提出できない状況ではあったものの、早い段階において特別職への報告や議会に対する状況説明など細やかな対応が求められた。なお、報告については、平成29（2017）年1月31日には市長、副市長及び教育長に、同年2月2日と6日に正副議長へ報告するとともに、議員各位に対しては、その後、順次報告を行った。</p>

当時の対応	<p>①平成28（2016）年度事業計画査定時、平成28（2016）年度当初予算査定時及び平成28（2016）年9月補正予算計上時の各時点において、規則の確認を行わず、予算措置の誤りに気づくことができなかった。</p> <p>②前払金の関係で、補正予算が必要であったが、実施設計業者からの発注図書の提出の遅れにより、補正する金額が未確定であったことから、特別職及び議会に対し、報告できるような状況でないと考えていた。</p>
発生原因	<p>①門真市公共工事の前払金に関する規則に対する認識及び庁内チェック体制の不備。</p> <p>②補正予算措置の必要が生じた時点で、金額が未確定であったことから、市長に速やかに報告する意識がなかった。</p> <p>③議会に対しても、臨時会開催中であったことを考慮すると、報告の遅れが不信感を招く恐れがあることに配慮が欠けていた。 （責任の所在：こども政策課長、企画課長、財政課長 なお、課長級会議の判断については、平成29（2017）年1月12日に事業担当部署であるこども未来部長、次長及び予算担当部署である総合政策部長、次長まで内容を共有した。）</p>
再発防止対策	<p>①門真市公共工事の前払金に関する規則の理解に努めるとともに、契約説明会での職員研修による各事業課でのスキルアップをはじめ、事業計画及び予算編成の手引書における注意事項の記載、関係書類へのチェック欄の追加等のチェック体制を強化する。</p> <p>②事務事業を進める上で、課題・問題が発生した場合には速やかに関係部署間での連携を図り、市長、副市長及び教育長まで報告するとともに、必要に応じて議会にも進捗状況を説明し、細やかな対応を行っていく。</p>
その他	
添付資料	<p>【資料No.(2)－74－1】平成29年門真市議会第1回定例会議事録抜粋</p>